

過剰な病床機能への転換について（湘南西部地域の状況）

1 医療法及び国通知（H30. 2. 7 地域医療構想の進め方について）における考え方

- 都道府県は、公的医療機関等 2025 プラン、病床機能報告の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求めること。
- 病床機能報告において、6年後の病床機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関に対して、速やかに、
 - ① 都道府県への理由書提出を求める。
 - ② 理由書の理由等が十分でない場合は、地域医療構想調整会議での協議への参加を求める
 - ③ 調整会議での協議が整わない場合は、都道府県医療審議会での理由等の説明を求める

2 湘南西部構想区域の病床の状況（平成 29 年度病床機能報告結果）

湘南西部	高度急性期	1,151	752	399	→ 過剰
	急性期	1,893	2,140	△ 247	
	高度＋急性期			152	→ 過剰
	回復期	517	1,404	△ 887	
	慢性期	1,287	1,205	82	→ 過剰
	休棟中等	79	-		
	合計	4,927	5,501		

※「急性期」は不足でも、「高度急性期」＋「急性期」で比較すると過剰となる地域（横須賀三浦及び湘南西部。特定機能病院や救命救急センター等があり、病床機能報告で高度急性期が多く報告されている）においては、「急性期」への転換についても、過剰な病床機能への転換に準じて、調整会議での協議対象とする。

3 過剰な病床機能への転換を検討している医療機関

該当なし